

保守業務委託契約書

(長期継続契約)

印 収
紙 入

発注者 新発田市 と 受注者 とは、以下に定める条項により本丸中学校ほか6校教育用情報機器類についての保守業務委託契約を締結し、受注者は、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

別紙機器明細のコンピュータ機器及び関連機器（以下「機器」という。）、ソフトウェア及びシステム（以下「システム」という。）の保守業務の委託に関し、新発田市契約規則及びこの契約に定める事項により契約を締結する。

(総則)

第1条 受注者は、別紙機器明細のシステムについて、これらが円滑に稼動し、その機能を維持させるための業務を請け負うものとする。

(委託期間)

第2条 保守委託期間は、令和7年9月1日から令和12年8月31日までとする。

(保守委託料)

第3条 保守委託料は、月額 円（うち消費税及び地方消費税額 円）とする。

2 前項の保守委託料の取引に係る消費税及び地方消費税の額は、契約期間中に税率等が変更となったときは、その変更税率等によるものとする。

(保守範囲)

第4条 受注者は、機器及びシステムの保守を次のとおり行う。

1 定期保守

機器及びシステムの障害発生を未然に防止するため、以下の作業を行う。

- (1) 物理的点検：機器及びシステムの外観や内部装置の損傷有無の確認(学期に1回以上)
- (2) システム点検：スキャンディスク、不要ログの削除等(学期に1回以上)
- (3) アップデート：OS、ソフトウェア等のアップデート作業(学期に1回以上、ただし緊急度に応じて発注者と受注者が協議の上、決定する。)
- (4) リコール作業：メーカー発表に応じて随時実施

2 緊急保守

機器及びシステムに第5条に該当しない障害が発生し、発注者又は使用者から保守の要請を受けたときは、受注者は速やかに人員を派遣し、以下の作業を行う。

- (1) 物理的修理：損傷の度合いに応じて現地修理、引揚修理を行い、原状を回復する。
- (2) システム復旧：損傷の度合いに応じて現地復旧、引揚復旧を行い、原状を回復する。
- (3) ウィルス被害：ネットワーク遮断、プロバイダー連絡等を行い、原状を回復する。

3 講習業務

機器及びシステムの障害発生を未然に防止するため、以下の作業を行う。

- (1) システム説明：発注者又は使用者から、機器及びシステムの操作方法や活用方法の説明の要請を受けたときは、電話又は現地で随時説明、指導を行う。
- (2) 講習会：受注者は、機器及びシステムの使用方法について、必要に応じて講習、指導を行うものとする。実施の判断については、発注者と受注者が協議の上、決定する。

4 運用支援業務

(1) 連絡メール（e-ライブラリアドバンス）

- ア 緊急を要する場合があるシステムのため、担当者及び関係者に必ず操作説明を行うこと。
- イ 保護者が連絡メールを受信できるよう、書面で受信設定書を作成し、学校と教育総務課へ提出すること。
- ウ 受信設定後も受信できない保護者については、学校側と協議し、スムーズな運用が行えるよう支援すること。

- (2) ヘルプデスク：学校 HP に関しては、担当者の異動、変更に伴い、作成方法、修正方法、更新方法等の補助を行うこと。

5 保守報告

- (1) 本条 1 項、2 項、3 項又は 4 項の業務を行ったときは、別に定める完了報告書を提出すること。
- (2) パソコン修理の際、完了時には、メーカーの修理完了報告書の控えを教育総務課へ報告書と一緒に提出すること。

（保守範囲外の事項）

第 5 条 次の各号のいずれかに該当するものは、本契約の対象外とする。

- (1) 機器及びシステムの増設、移設、撤去に係る作業
- (2) 発注者の要請による機器及びシステムの仕様変更、改造
- (3) 使用者作成データのバックアップ又は修復作業
- (4) システムのバージョンアップに係る作業
- (5) 機器及びシステムの清掃作業
- (6) 天災、地震等に起因する事故の修復作業
- (7) 使用者の故意又は重大な過失に起因する故障の修復作業
- (8) 使用者の作成したシステムに起因する事故の修復作業
- (9) 使用者の判断で行った機器及びシステムの入れ替えに起因する事故の修復作業
- (10) 本契約のほかに別途保守契約を締結している機器及びシステムの保守
- (11) 導入機器のうちメーカー保証期間外の機器の修理に関わる全ての費用

（保守作業の時間帯）

第 6 条 受注者が業務を履行する時間帯（以下「保守時間帯」という。）は、受注者の営業日の営業時間帯とする。ただし、第 4 条第 2 項及び第 4 条第 3 項第 1 号に定める業務については、受注者の営業時間帯に関わらず、学校通常授業日の午前 9 時から午後 5 時までの時間帯において業務を履行できるように措置しておかなければならない。また、同業務については、

保守の要請が午前中の場合は当日中の対応、午後の場合は次の通常授業日中の対応を原則とする。

- 2 前項の規定のほか、発注者及び使用者から保守の要請があった場合、実施の判断は発注者と受注者が協議の上、定める。

(保守作業の方法)

第7条 受注者は、業務を履行する上で機器及びシステム設置場所に立ち入るときは、身分証を携行しなければならない。受注者の使用人をして業務を履行させる場合も同様とする。

- 2 保守作業に当たり機器及びシステムを保守対象施設の外へ持ち出す際は、事前に発注者の承認を得ることとする。特に、当該機器及びシステムに個人情報等の機密情報が含まれる場合は、ソフトウェアによるハードディスクのデータ消去作業を行うなど、当該情報を外部に持ち出すこととならないよう必要な措置を講ずるものとする。
- 3 受注者は、すべての保守作業について、他者へ業務を再委託する際は、事前に発注者の承認を得ることとする。

(守秘義務)

第8条 受注者は、本契約の業務を履行する上で知り得た秘密を漏らしてはならない。契約終了後も同様とする。

- 2 受注者は、この契約を終了するときは、本契約で知り得たすべての情報資産を発注者の判断によって変換又は廃棄しなければならない。
- 3 受注者の故意又は過失によって、個人情報又は行政情報が外部に漏れいし、発注者に損害が生じたときは、発注者は受注者に対してその賠償を請求することができる。

(契約保証金)

第9条 受注者が発注者に納付する契約保証金については、新発田市契約規則第40条第7号の規定により免除する。

(保守委託料の支払)

第10条 受注者は、第3条の月額保守委託料を発注者の検収の後、履行月の翌月以降、月1回、発注者に請求できるものとし、発注者は、受注者から支払請求書を受領した日から30日以内に支払うものとする。

- 2 発注者の責に帰する事由により、前項の期限内に支払がなかった場合は、受注者はその請求金額につき、遅延日数に応じ、法定率で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

(権利義務の譲渡の禁止)

第11条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

(一般的損害等)

第 12 条 発注者又は受注者は、契約の履行に伴い故意又は過失によって、発注者、受注者又は第三者に損害を与えた場合は、それぞれの賠償の責めを負うものとする。

2 前項の規定による賠償のうち、発注者・受注者間に係るものの賠償額は、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

(談合等不正行為に対する措置)

第 13 条 受注者は、この契約に関して、次のいずれかに該当するときは、この契約による保守委託料の総額の 10 分の 1 に相当する額を損害賠償金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 49 条に規定する排除措置命令（排除措置命令がなされなかった場合にあつては、同法第 62 条第 1 項に規定する納付命令）（以下「排除措置命令等」という。）が確定したとき（独占禁止法第 77 条の規定により、抗告訴訟が提訴されたときを除く。）。

(2) 受注者が、公正取引委員会が違反行為があったとして行った排除措置命令等に対し、独占禁止法第 77 条の規定により抗告訴訟を提起し、その訴えについて請求棄却又は却下の判決が確定したとき。

(3) 受注者（受注者が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）の刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 若しくは第 198 条、公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律（平成 12 年法律第 130 号。以下「あつせん利得処罰法」という。）第 4 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、この契約による保守委託期間が満了した後においても同様とする。

(発注者の解除権)

第 14 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 正当な理由なく、定められた保守範囲の業務を履行する見込みがないとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。

(3) 経営状態が悪化し、又はそのおそれがあると認められる相当の理由があるとき。

(4) 第 15 条第 1 項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

2 第 1 項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、委託料の総額（契約の一部の履行があつたときは、これに相当する金額を控除した額とする。）の 10 分の 1 に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

3 発注者は、この契約に関して、受注者が第 13 条第 1 項に該当する場合は、この契約を解除することができる。

(受注者の解除権)

第 15 条 受注者は、発注者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったときは、この契約を解除することができる。

2 受注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

(解除に伴う措置)

第 16 条 発注者は、第 13 条から第 15 条の規定によりこの契約が解除された場合においては、契約の履行の完了部分に相応する委託料を受注者に支払わなければならない。

(予算の減額又は削除に伴う契約)

第 17 条 この契約は、地方自治法第 234 条の 3 の規定による長期継続契約であるため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、発注者の歳出予算の当該金額について減額又は削除があったとき、発注者は、この契約を変更又は解除することができるものとする。

2 受注者は、前項に伴う解除により損失が生じたときは、発注者にその損害を請求することができるものとする。

(契約の費用)

第 18 条 この契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、全て受注者の負担とする。

(疑義の解決)

第 19 条 この契約に定める条項その他について疑義が生じた場合には、発注者と受注者が協議の上、解決するものとする。

(補則)

第 20 条 本契約に記載のない事項については、新発田市契約規則（平成 18 年新発田市規則第 35 号）、新発田市委託契約約款及び機密情報に関する特記事項に定めるところによるほか、必要に応じて発注者と受注者が協議して定める。

本契約の証として、本書 2 通を作成し、当事者記名押印の上、各 1 通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 新発田市中心 3 丁目 3 番 3 号
新発田市
新発田市長 二階堂 馨

受注者